

秋田県告示第144号

秋田県立男鹿水族館条例（平成15年秋田県条例第84号）第9条第1項の規定により、次のとおり秋田県立男鹿水族館の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県立男鹿水族館の利用料金は、平成26年4月1日から適用する。

平成26年3月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

区 分		利用料金の額		
普通料金	小学校児童及び中学生徒	1人1回につき	400円	
	一 般	1人1回につき	1,100円	
	福 祉	小学校児童及び中学生徒	1人1回につき	200円
		一 般	1人1回につき	600円
	教 育	小学校児童及び中学生徒	1人1回につき	200円
	企 画	小学校児童及び中学生徒	1人1回につき	250円以上350円以下
		一 般	1人1回につき	500円以上1,050円以下
定期券 (有効期間1年)	小学校児童及び中学生徒	1人につき	1,000円	
	一 般	1人につき	2,500円	

備考

- 1 「小学校児童及び中学生徒」には、これらの者に準ずる者を含む。
- 2 「福祉」の区分は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は被爆者健康手帳を所持する者及びその者の付添人（1人に限る。）が、入館する場合に適用する。
- 3 「教育」の区分は、学校行事及び授業の一環として入館する小学校児童及び中学生徒に適用する。
- 4 「企画」の区分は、企画商品の種類に応じて表に定める金額の範囲内において指定管理者が別に定める。